

令和6年度 第3回教育・保育部会

令和7年1月28日（火）
午後1時30分～3時30分
名古屋市公館 小会議室

1 《報 告》

（1）保育提供体制の確保のための実施計画等について

【資料1】

（2）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

【資料2】

2 《議 題》

（1）認定こども園における認定・利用定員の設定について

【資料3】

（2）令和7年4月における新たな利用定員の設定について

【資料4】

＜次回開催予定＞
日時：令和7年3～4月頃
場所：未定

《報 告》

(1) 保育提供体制の確保のための実施計画等 について

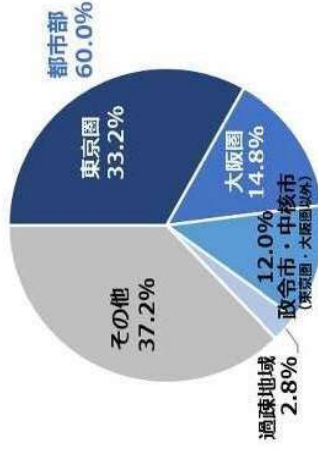
1. (1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保：待機児童対策

参考資料

現状・課題等

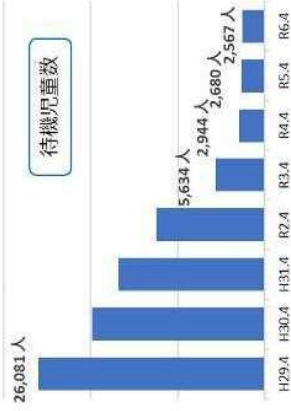
- 「新子育て安心プラン」（令和3年度～令和6年度末）等による保育の受け皿整備等の待機児童対策を進め、待機児童数はピークであった平成29年の26,081人から令和6年は2,567人まで減少（各4月1日時点）
- 待機児童は都市部を中心に生じているが、保育の受け皿不足や保育人材の確保困難、保護者とのマッチングなど待機児童が生じる要因は様々であり、地域の事情に応じたきめ細やかな対策が必要であることから、より待機児童を減少させるためには自治体及び国において地域の現状や課題を丁寧に分析し対応していくことが重要

○待機児童の6割が都市部で発生



※東京圏、大阪圏に所在する過疎市町村は過疎地域に計上

○待機児童数・保育の受け皿数等の推移



○待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1～49人	50～99人	100人以上
R 6年度	1,524 87.5%	211 12.1%	4 0.2%	2 0.1%
対前年	14	▲ 14	▲ 2	2
R 5年度	1,510	225	6	0



※出典：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保



✓対応のポイント

- 地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策
- 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援

【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

○地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援例）※財政支援を受けるには計画の採択が必要

- ・整備費・改修費の国庫補助率の嵩上げ
- ・年度途中入所の調整に必要な職員配置の支援（入園予約制）
- ・入所先が決まるまで待機児童を緊急的に預かる取組の支援等

【国による個別ヒアリング・対策に係る助言援助】

○引き続き、4月1日時点の自治体ごとの待機児童の状況を調査するとともに、地域の課題を丁寧に把握するため、待機児童の多い自治体等へのヒアリングを実施し、対策について助言援助

（参考）令和6年度ヒアリング実施：12都府県32自治体

【待機児童対策協議会を活用した支援】

○協議会において受け皿整備や保育人材の確保等に関するKPIを設定し、見える化をすることでより強力に待機児童対策に取り組む自治体に対して、引き続き広域利用調整などの協議会の取組や先駆的取組等を支援



○待機児童問題を早期に解消する
【待機児童数50名以上の自治体数：0自治体（令和8年度）】

《報 告》

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも 通園制度）について

-目次-

1	概 要	1
2	本格実施に向けた国の動き	1
3	国の検討会による取りまとめ（案）	2
4	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（内閣府令）	3
5	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の検討状況	4
6	今後のスケジュール（予定）	6
7	今後の意見聴取等について	6

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1 概 要

全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）が創設されることとなった。 → 令和8年度本格実施予定

2 本格実施に向けた国の動き

時 期	内 容
令和6年度	・制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施 － 118自治体（令和6年9月30日現在）本市は2か所で実施
6月12日	・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律公布
6月26日	・「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」（第1回）
9月26日	・第2回検討会（第1回の議論を踏まえ引続き意見聴取）
10月30日	・第3回検討会（令和7年度対応の方向性（案）の提示） － 利用可能時間 － 人員配置、設備運営基準等 － 安定的な運営の確保 等
12月26日	・第4回検討会 → 議論の取りまとめ（案）（令和7年度の事業の実施や令和8年度の給付制度の実施に向けて）
1月	・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定
3月	・検討会とりまとめ
令和7年4月	・改正児童福祉法施行 → 事業の法制度化
令和7年度中	・国において、乳児等通園支援事業の確認基準の制定
令和8年4月	・改正子ども・子育て支援法施行 ⇒ 新たな給付制度として開始

3 国の検討会による取りまとめ（案）

第4回検討会において、令和7年度の制度のあり方について、以下のとおり、取りまとめられた。

事 項	内 容
1. 利用可能時間	こども一人あたり月 10 時間
2. 対象施設	保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等（「等」は駅前等の利便性の高い場所や空き店舗などを想定）
3. 対象となるこども	0 歳 6 か月～満 3 歳未満
4. 利用方式	「定期的な利用方式」、「定期的でない柔軟な利用方式」について、自治体や事業者において選択可能
5. 実施方式	・一般型（在園児合同又は専用室独立実施） ・余裕活用型
6. 人員配置基準	乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者を配置し、そのうち保育士を 1/2 以上 ※一時預かり事業に準じた基準
7. 設備基準	「4 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（内閣府令案）」参照
8. 補助単価	0 歳：1,300 円、1 歳：1,100 円、2 歳：900 円 加算：障害児、要支援家庭のこども 400 円 医療的ケア児 2,400 円
9. その他	・総合支援システム ①利用者が予約する（予約管理）、②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できる（データ管理）、③事業者から市町村への請求ができる（請求書発行）ことの 3 つの機能を持つシステムの導入 ・手引き 実施事業者、保育者、自治体が参考とすることができる手引きを年度末までに提示予定

※ 利用可能時間等について、令和8年度の本格実施に向け、令和7年度の国の検討会において、改めて検討される見込み

4 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（内閣府令）

※ 再掲（令和6年12月9日開催、第2回教育・保育部会 資料1）

（1）乳児等通園支援事業の区分

乳児等通園支援事業について、以下の区分により規定。

- ① 一般型乳児等通園支援事業
- ② 余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないもの
- ③ 余裕活用型乳児等通園支援事業

保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所において、当該施設等を利用する児童の数が利用定員の総数に満たない場合に、利用定員の総数から利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業

（2）一般型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準等

区 分	内 容
乳 児 室 の 面 積	乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65㎡以上
ほふく室の面積	乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上
保育室又は遊戯室の面積	満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上
必 要 な 設 備	乳児室又はほふく室／保育室又は遊戯室／便所
職 員 の 配 置	・乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすること ・保育従事者の数は2名を下ることはできないが、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることができる ・保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修等）を修了した者 等

※ 一時預かり事業に準じた基準

（3）余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準

ア 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

イ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

ウ 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準

エ 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業所等の設備及び運営に関する基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く）

5 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の検討状況

※ 再掲（令和6年12月9日開催、第2回教育・保育部会 資料1）

（1）条例制定における基本的な考え方

国の「設備及び運営に関する基準」は、乳児等通園支援事業を適切に運営するための基準として規定されるものであることから、国基準を基本としつつ、本市の実情に応じて必要な規定を設けることとする。

※ 「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に準じて、検討

（2）国の基準（内閣府令）から変更を検討する主な事項

ア 総則的事項

検討事項	内 容	理 由
なごや子どもの権利条例の理念の追加	なごや子どもの権利条例の理念に則り、運営することを追加	なごや子どもの権利条例に基づき、子どもの健やかな育ちを保障するため
防犯及び事故防止	防犯・事故防止対策を講じることを追加	防犯及び事故防止の意識を高めるとともに、緊急時の安全確保を図るもの
非常災害対策	大規模な災害を想定し、飲料水及び食料を備蓄することを追加（努力義務規定）	本市が南海トラフ巨大地震の想定震源域であることを踏まえ、大規模災害に備えた基準等を定めるもの
帳簿の保存	帳簿の性質、内容等に応じて市長が定める基準に従い保存することを追加	帳簿の保存について明確にするもの
暴力団の排除	運営にあたって、暴力団を利することとならないようにすることを追加	暴力団排除のための責務を明確にするもの

イ 個別的事項

(ア) 各諸室の面積

乳児室の面積について、内閣府令案が準拠している児童福祉施設の設備及び運営に関する基準では、「1.65 m²以上」と規定されているのに対し、名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例では、「3.3 m²以上」と国基準より高い水準で規定しており、現行の本市基準に準拠させることで検討。

検討事項	変更内容	理 由
乳児室の面積	3.3 m ² 以上 (国基準：1.65 m ² 以上)	ほふくの開始時期の判断を適切に行うことは困難であることから、利用子どもの安全を確保するため。 また、本市における現行の保育所等の基準に準拠させるため。

保育室・遊戯室の面積について、内閣府令案が準拠している児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、「1.98 m²以上」と規定されており、保育所や幼保連携型認定こども園における本市基準は同基準に準拠している。一方で、小規模保育事業では、家庭的保育事業に合わせる形で本市基準は「3.3 m²以上」と国基準より高い水準で規定している。乳幼児の受入れ実績のある保育所をはじめとする施設が主な対象施設になることを考慮し、「1.98 m²以上」と現行の保育所等における本市基準（国基準と同様）とすることで検討。

(参考) 主な諸室面積の比較

	乳児等通園支援事業（内閣府令）	名古屋市			
		条例（案）	保育所 幼保連携型 認定こども園	小規模 保育事業	家庭的 保育事業
乳児室	1.65 m ²	<u>3.3 m²</u>	<u>3.3 m²</u> (1.65→3.3)	3.3 m ²	3人まで 9.9 m ²
保育室・ 遊戯室	1.98 m ²	1.98 m ²	1.98 m ²	<u>3.3 m²</u> (1.98→3.3)	

※ ゴシック体・下線部分は、本市において、国基準に対して上乗せして規定している内容

※ 小規模保育事業所（A・B型）の乳児室の国基準は、3.3 m²以上

6 今後のスケジュール（予定）

時 期	内 容
5 月	・ 実施事業者の公募開始
7 月	・ 基準条例の制定 ・ 基準条例に基づく認可事務の開始
秋頃	・ 本市における乳児等通園支援事業開始
冬頃	・ 国において、乳児等通園支援事業の確認基準の制定後、本市における条例案の検討
令和 8 年 4 月	・ 乳児等通園支援事業の確認条例の制定 ・ 確認条例に基づく確認の開始

7 今後の意見聴取等について

- （１）改正子ども・子育て支援法の施行により、令和 8 年 4 月、本制度は新たな給付制度として実施されることから、国において、令和 7 年度中に乳児等通園支援事業の確認基準の制定予定。
- （２）国の確認基準制定後、本市における条例案について検討の上、教育・保育部会において説明予定。
- （３）支援給付を行うため、市町村は事業所ごとに利用定員を定めて、事業者の確認を行う必要があることから、令和 8 年 4 月以降に乳児等通園支援事業を実施する事業所の利用定員を定めるため、教育・保育部会において意見聴取予定。

○ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（国の基準の内容とそれに対する本市の考え方）

目次

第1章	総則（第1条－第19条）
第2章	乳児等通園支援事業
第1節	通則（第20条）
第2節	一般型乳児等通園支援事業（第21条－第24条）
第3節	余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）
第3章	雑則（第27条）

※第1条は設備運営基準の趣旨について規定したものであり、本市においては第2条以下をもとに条例の制定を行う。

乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準（ 国 の 基 準 ）	基 準 の 分 類	本 市 の 考 え 方
第1章 総則		
第2条 （最低基準の目的） ①最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	参酌すべき基準	国基準と同様
第3条 （最低基準の向上） ①市町村長は、その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 ②市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	参酌すべき基準	国基準と同様
第4条 （最低基準と乳児等通園支援事業者） ①乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 ②最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	参酌すべき基準	国基準と同様
第5条 （乳児等通園支援事業の一般原則） ①乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、そ	参酌すべき基準	なごや子どもの権利 条例の理念に則り、

乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 する 基 準 (国 の 基 準)	基 準 の 分 類	本 市 の 考 え 方
の運営を行わなければならない。 ②乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ③乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ④乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 ⑤乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 ⑥乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。		運営することを追加
第 6 条 (乳児等通園支援事業者と非常災害) ①乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。 ②乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。	参酌すべき基準	大規模な災害を想定し、飲料水及び食料を備蓄することを追加(努力義務規定)
第 7 条 (安全計画の策定等) ①乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ②乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ③乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 ④乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	従うべき基準	国基準と同様

乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 する 基 準 (国 の 基 準)	基 準 の 分 類	本 市 の 考 え 方
第8条 (自動車を行行する場合の所在の確認) ①乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を行行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 ②乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれがないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。	従うべき基準	国基準と同様
第9条 (乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件) ①乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参酌すべき基準	国基準と同様
第10条 (乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等) ①乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ②乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参酌すべき基準	国基準と同様
第11条 (他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準) ①乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができ。	従うべき基準 (乳児等通園支援事業者の職員に係る部分に限る。)	国基準と同様
第12条 (利用乳幼児を平等に取り扱う原則) ①乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従うべき基準	国基準と同様
第13条 (虐待等の防止) ①乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利	従うべき基準	国基準と同様

乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 する 基 準 (国 の 基 準)	基 準 の 分 類	本 市 の 考 え 方
第14条 用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (衛生管理等) ①乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ②乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 ③乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	参酌すべき基準	国基準と同様
第15条 (食事) ①乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	従うべき基準	国基準と同様
第16条 (乳児等通園支援事業所内部の規程) ①乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 - 一 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 - 二 その行う乳児等通園支援の内容 - 三 職員の職種、員数及び職務の内容 - 四 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 - 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 - 六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 - 七 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 - 八 緊急時等における対応方法 - 九 非常災害対策 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項 - 十一 その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項	参酌すべき基準	国基準と同様

乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 (国 の 基 準)	基 準 の 分 類	本 市 の 考 え 方
第 17 条 (乳児等通園支援事業所に備える帳簿) ①乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参酌すべき基準	帳簿の性質、内容等に応じて市長が定める基準に従い保存することを追加
第 18 条 (秘密保持等) ①乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	従うべき基準	国基準と同様
第 19 条 (苦情への対応) ①乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参酌すべき基準	国基準と同様
第2章 乳児等通園支援事業 第1節 通則		
第 20 条 (乳児等通園支援事業の区分) ①乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。 ②一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。 ③余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、その施設又は事業を利用する乳幼児の数（以下この項において「利用乳幼児数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用乳幼児数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。	従うべき基準	国基準と同様

乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 する 基 準 (国 の 基 準)	基 準 の 分 類	本 市 の 考 え 方
第2節 一般型乳児等通園支援事業		
第21条 (設備の基準)	従うべき基準 (調理設備に係る部分に限る。)	乳児室の面積基準を上乗せして規定 (1.65㎡から3.3㎡に拡大)
①一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 一 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。 三 ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 四 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。 五 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。 七 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。 イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。 ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。		

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（国の基準）		基準の分類	本市の考え方
階	区分	施設又は設備	
	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	
2階	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準する設備 4 屋外階段	
	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準する設備 3 屋外階段	
	4階以上の階	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準する設備 3 屋外階段	
	4階以上の階	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
	4階以上の階	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	

乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 する 基 準 (国 の 基 準)	基 準 の 分 類	本 市 の 考 え 方
ハ 口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 ニ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 （1）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。 （2）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 ホ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 ハ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 チ 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。		
第22条 （職員） ①一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 ②乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。	従うべき基準	国基準と同様
③ 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事		

乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 する 基 準 (国 の 基 準)	基 準 の 分 類	本 市 の 考 え 方
する職員を1人とすることができる。 一 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育所その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。 二 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。		
第23条 (乳児等通園支援の内容) ①一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。	従うべき基準 (第26条において重用する場合を含む。)	国基準と同様
第24条 (保護者との連絡) ①一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌すべき基準	国基準と同様
第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業		
第25条 (設備及び職員の基準) ①余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 一 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。） 二 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 三 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号） 四 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）	従うべき基準	以下条例で定める基準 一 保育所 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 二 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 名古屋市幼保連携型認定こども園の認定こども園の認

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（国の基準）	基準の分類	本市の考え方
		定の要件を定める条例 三 幼保連携型認定こども園 名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 四 家庭的保育事業等を行う事業所 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
第26条 (準用)	①第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について、準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。	
第3章 雑則		
第27条 (電磁的記録)	①乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	国基準と同様

旧五大市における令和6年度こども誰でも通園制度試行的事業の実施状況について

(令和7年1月時点)

区分		横浜	京都	大阪	神戸
実施か所数		14 か所	13 か所	17 か所	23 か所
施設類型					
	認可保育所	6	3	4	4
	認定こども園	1	5	10	16
	幼稚園	4	2	1	0
	その他	3	3	2	3
運営主体					
	社会福祉法人	4	7	7	20
	学校法人	5	3	7	1
	公立	2	0	1	1
	株式会社	0	1	0	0
	N P O	2	0	2	0
	その他	1	2	0	1
実施方法					
	余裕活用型	内訳は不明 (限定はし ていない)	3	0	0
	一般型 (在園児合同)		8	4	14
	一般型 (専用室)		2	14	9
専用室有無					
	あり	不明	3	14	9
	なし		10	3	14
利用方法					
	定期利用	14	3	17	11
	自由利用	0	10	0	8
	併用可	0	0	0	4
独自の補助制度		不明	不明	・ 事務費 : 120 円/時間 ・ 0 歳児加算 : 160 円/時間	・ 事務費 : 1,200 円/受入 れ可能時間 10 時 間あたり (R6 のみの対応)

※ 利用者の保険については、各自治体とも実施施設で加入。

※ 大阪市の実施方法の合計が実施か所数と合わないのは一般型（在園児合同）と一般型（専用室）の両方を行っている施設があるため。

※ 各自治体とも令和7年度の内容は調整中。